

## 井原駅前通り等賑わい創出事業補助金交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、本市の玄関口である井原駅前及び井原町の商店街の賑わいの創出や魅力の向上を図るため、店舗等を新規に設置する者に対し、予算の範囲内において井原駅前通り等賑わい創出事業補助金(以下「補助金」という。)を交付するものとし、その交付に関しては、井原市補助金交付規程(昭和34年井原市規程第1号)に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

### (補助対象店舗等)

第2条 補助金交付の対象となる店舗等(以下「店舗」という。)は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 日本標準産業分類のうち、中分類に規定する小売業、大分類に規定する宿泊業及び飲食サービス業、中分類に規定する洗濯業、理容業、美容業及び浴場業、小分類に規定する旅行業、小分類に規定する映画館、細分類に規定する劇場及び興行場、小分類に規定するスポーツ施設提供業(以下「指定産業」という。)を原則として週5日以上、一日当たり4時間以上営む建物(管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。)
- (2) 現在、指定産業を営んでいない建物
- (3) 指定産業を廃業等し、空き施設となっているものは、空き施設となって1年以上経過している建物

2 前項に規定する店舗のうち、指定産業以外を営む部分を有する店舗については、指定産業を営む部分のみを補助対象とする。

3 前2項の規定にかかわらず、第1条の目的に適していないと市長が判断する店舗は対象としない。

### (補助対象者)

第3条 補助金の交付対象となる者(以下「補助対象者」という。)は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 井原駅前広場並びに市道井原駅前通り2号線、市道井原駅前通り1号線、市道夏目1号線、市道夏目下町線、市道金屋艸堂線、市道北ン田下町線(市道金屋艸堂線との交点から終点までの間)、市道記念通り1号線(起点から市道いちじり2号線との交点までの間)、市道いちじり2号線及び市道表通り線に面する土地又は面する土地と一体的な利用を行う土地に店舗を新規に設置し、3年以上継続して営業する者
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に規定する事業を営む者、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員等市長が不相当と認める事業者でない者
- (3) 市税を滞納していない者

(補助対象経費)

第4条 補助金交付の対象となる経費は、次に掲げるものとし、その合計額が1,000,000円以上とする。

- (1) 土地取得費
- (2) 店舗の新築又は増改築に係る設計費及び工事費
- (3) 店舗と一体的な設備の取得経費

(補助金額及び回数)

第5条 補助金額は、前条の補助対象経費に3分の2を乗じて得た額以内とし、1,000万円を限度とする。この場合において、1,000円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てる。

2 補助金の交付は、同一の店舗につき1回限りとする。ただし、当該店舗の売買又は新規の賃貸借契約により補助対象者が同一でないときは、この限りでない。

(交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、井原駅前通り等賑わい創出事業補助金交付申請書(様式第1号)に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 新築による設置の場合

- ア 経費内容及び積算内容を確認できる書類(見積書の写し等)
- イ 第3条第1号に該当することが分かる土地の図面及び店舗の建築計画図面
- ウ 土地の所有者を特定できる書類(課税明細書、不動産登記事項証明書等)
- エ 商業登記事項証明書又は住民票(個人事業主の場合に限る。)
- オ 市税納税証明書
- カ その他市長が必要と認める書類

(2) 既存店舗の増改築による設置の場合

- ア 経費内容及び積算内容を確認できる書類(見積書の写し等)
- イ 第3条第1号に該当することが分かる土地の図面、店舗の増改築箇所の現状写真及び計画図面
- ウ 土地及び既存店舗の所有者を特定できる書類(課税明細書、不動産登記事項証明書等)
- エ 商業登記事項証明書又は住民票(個人事業主の場合に限る。)
- オ 市税納税証明書
- カ その他市長が必要と認める書類

(交付決定)

第7条 市長は、前条の申請書を受理したときは、内容を審査し、適当と認めるときは補助金の交付を決定し、井原駅前通り等賑わい創出事業補助金交付決定通知書(様式第2号)により、申請者に通知するものとする。

(実績報告)

第8条 前条の規定により交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助事業完了後、速やかに井原駅前通り等賑わい創出事業補助金実績報告書（様式第3号）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 経費内容及び積算内容を確認できる書類（請求明細書の写し等）
- (2) 支払が確認できる書類（領収書の写し等）
- (3) 賃貸借契約書の写し（借り受けて設置する場合に限る。）
- (4) 工事完了写真及び完成図面
- (5) 現に指定産業を営んでいることが分かる書類（営業時の写真及び指定産業に係る許可や免許など）
- (6) その他市長が必要と認める書類  
（補助金額の確定）

第9条 市長は、前条の規定による報告を受けたときは、内容を審査するとともに、必要に応じ現地調査等を行い、適正であると認めるときは補助金額を確定し、井原駅前通り等賑わい創出事業補助金額確定通知書（様式第4号）により、補助事業者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第10条 補助事業者は、前条の通知を受けたときは、井原駅前通り等賑わい創出事業補助金請求書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

（補助金の支払）

第11条 市長は、前条の請求書を受理したときは、速やかに補助金を支払うものとする。

（報告義務）

第12条 補助事業者は、補助金交付の対象となった店舗を、営業開始後3年以内に営業を休止し、又は廃業するときは、市長に書面で報告しなければならない。

2 補助事業者は、営業開始の翌年度から3年間、年度ごとの4月末までに事業状況報告書（様式第6号）を市長に提出しなければならない。

（交付決定の取消し）

第13条 市長は、補助事業者が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 虚偽の申請その他不正な手段により補助金の交付の決定を受けたとき。
- (2) この要綱の規定に違反したとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が補助金の交付を不相当と認めるとき。

2 市長は、前項の規定による取消しをしたときは、井原駅前通り等賑わい創出事業補助金交付決定取消通知書（様式第7号）により、交付決定者に通知するものとする。

（補助金の返還）

第14条 市長は、前条の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、交付した補助金の全額又は一部

の返還を命ずるものとする。

(財産処分の制限)

第15条 補助事業者は、この補助事業により取得し、又は効用を増加させた財産を、補助金交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供する場合には、事前に市長の承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定により承認した財産処分により収入があったときは、補助事業者に対し、その全部又は一部を市に納付させることができる。

3 前2項の規定は、交付の決定及び交付額の確定を受けた年度の終了後から、補助金交付の目的及び減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に規定する期間において適用する。

(見直し)

第16条 市長は、この要綱の施行後3年ごとに、当該事業の有効性について確認し、検証し、及び見直すものとする。

(委任)

第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

(適用除外)

2 この要綱は、井原駅前通り等賑わい創出事業補助金交付要綱（平成25年井原市告示第27号）により交付決定を受けた店舗については、適用しない。ただし、当該店舗の売買又は新規の賃貸借契約により補助対象者が同一でないときは、この限りでない。